

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	簡条4	簡条4 一般要求事項（第1部の規定による。） 電動工具は、人体及び／又は周囲に危害を与えないように安全に動作する構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	簡条19 19.6 19.101 19.102 19.102.1 簡条21 21.18.1.1	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 簡条19 機械的危険 19.6 定格電圧でのスピンドルの無負荷速度が、定格無負荷速度の120 %を超えてはならない。 19.101 チャックキーは、チャックキーを離すとチャックから外れるように設計しなければならない。 19.102 ハンドル 19.102.1 一般 ハンドルは、操作者が電動工具の操作中に静的なロックトルクを制御可能なように設計しなければならない。 ロックトルクは、ハンドルの設計に応じて、規定する値の最大値を超えてはならない。 簡条21 構造 21.18.1.1 最大出力トルクが100 Nmを超える電動工具は、ロックオン装置を備えていてはならない。 最大出力トルクが100 Nm以下の電動工具に電源スイッチのロックオン装置がある場合は、把持領域の外側に配置	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					するか、又は使用者が左手か右手のいずれで操作しても意図せずにロックしないように設計しなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条26 26.3	箇条26 接地接続の手段 26.3 着脱できる部分に接地接続をもつ場合、通電部に接続する前に接地部を接続するようになっていなければならない。また、その部分を取り外すときには、接地接続より前に通電接続が外れなければならない。 電源コードをもつ電動工具の場合、コード止めと端子との間の導体の長さは、コードがコード止めから抜けたときに接地用導体よりも先に、通電導体が引っ張られるようになっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.1 8.14.1 8.14.1.101	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示及び取扱説明書 8.1 電動工具には、次の定格に関する情報を表示しなければならない。 101) 定格無負荷速度 8.14.1 安全説明書には、8.14.1.101の追加の安全性に関する警告を記載しなければならない。 8.14.1.101 ドリル及び振動ドリルの安全性に関する警告	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.14.2	ドリル及び／又は振動ドリルの安全性に関する警告は、次を記載しなければならない。 a) 全ての操作の安全指示 b) 長いドリルビットを使用する場合の安全指示 8.14.2 該当する場合、取扱説明書に次の事項を記載しなければならない。 a) 使用開始のための指示 101) ダイヤモンドコアドリルの場合、最大ダイヤモンドコアビット径 102) 規定の方法に従った測定で最大出力トルクが100 Nmを超える電動工具の場合、電動工具を保持する方法の説明 103) 振動ドリルの作業、ダイヤモンドコアでの穴開け作業などで、多量の粉じんが生じる場合、粉じんを収集する方法の説明	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条15 箇条17 箇条21 21.25	箇条15 耐腐食性（第1部の規定による。） 箇条17 耐久性（第1部の規定による。） 箇条21 構造 21.25 腐食によって危険が生じるおそれがある導電部等は、通常使用状態の下で耐腐食性をもたなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条22 22.6 箇条23 23.1.6 箇条24 24.11	箇条22 内部配線 22.6 位置又は角度を調整できるハンドルは、規定の屈曲試験を行ったとき、電氣的接続及び内部導体に過度のストレスが生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条23 構成部品 23.1.6 開閉が繰り返される電気機械接点を含む自動温度調節装置は、用途に適した耐久性をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.11 電動工具の電源コードは、規定の屈曲試験において、繰り返しの屈曲から電源コードを保護する構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条7 7.2 箇条8 8.1 箇条14 14.1	箇条7 分類 7.2 電動工具は、水の有害な浸入に対し適切な保護等級をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条8 表示及び取扱説明書 8.1 電動工具には、水の浸入に対する保護等級に応じたIPコード等の定格に関する情報を表示しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条14 耐湿性 14.1 電動工具は、通常使用時に生じる湿気に耐えなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ばならない。（第1部の規定による。）	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.1 箇条21 21.6 箇条24 24.4	箇条13 耐熱性及び耐火性 13.1 部品は、熱による変形に対して十分な耐性をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条21 構造 21.6 木材、綿、絹、普通紙等の繊維質又は吸湿性のある材料は、絶縁の用途に用いてはならない。（第1部の規定による。） 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.4 電源コードは、オーデナリーゴムシース付きコード等と同等以上の特性のものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 箇条9 9.1 箇条18	箇条7 分類 7.1 電動工具は、感電に対する保護に関し、クラス0I、クラスI、クラスIIのいずれかでなければならない。（第1部の規定による。） 箇条9 充電部への近接に対する保護 9.1 電動工具は、充電部との偶発的な接触に対して十分な保護をする構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条18 異常運転	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				18.1	18.1 電動工具は、異常運転によって感電に対する保護を損なうような機械的損傷の危険を防止するような設計でなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条20	箇条20 機械的強度	
				20.1	20.1 電動工具は、衝撃試験等において、充電部は、可触になってはならない。（第1部の規定による。）	
				箇条22	箇条22 内部配線	
				22.6	22.6 金属製の可とうチューブの屈曲試験後、電動工具の充電部は接触できてはならない。（第1部の規定による。）	
				箇条24	箇条24 電源接続及び外部可とうコード	
				24.19	24.19 機器用インレットは、コネクタの挿入又は抜き取り時に充電部が可触にならないように配置又は密閉しなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条14	箇条14 耐湿性（第1部の規定による。） 液体システムは、液漏れ試験及び水圧試験後、漏れ電流は、規定の値を超えてはならない。	
				箇条24	箇条24 電源接続及び外部可とうコード	
				24.6	24.6 クラスⅠ電動工具の電源コードは、電動工具の内部接地端子及びプラグの接地接点に接続されていなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条26	箇条26 接地接続の手段	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				26.1	26.1 絶縁不良が生じた場合に、充電部になるおそれがある電動工具の可触部分は、接地用端子又は機器用インレットの接地極に恒久的かつ確実に接続しなければならない。（第1部の規定による。）	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条12 箇条14 箇条18 18.1 箇条20 20.1 箇条21 21.9	箇条12 温度上昇（第1部の規定による。） 巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の温度上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条14 耐湿性（第1部の規定による。） 電動工具は、規定の耐湿試験の後に行われる耐電圧試験に耐えなければならない。 箇条18 異常運転 18.1 規定の異常運転試験において、充電部と可触部分との間は、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条20 機械的強度 20.1 衝撃試験等の後、電動工具は、充電部と可触部分との間で、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。） 箇条21 構造 21.9 電動工具内の配線として用いる可とうケーブル又はコードの内部導体は、クラスⅡ構造の部分で用いる場合、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条24 24.20 箇条25 25.3 箇条28	可触金属部から絶縁しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.20 相互接続コードの導体の絶縁は、その動作電圧に対して十分なものでなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 外部導体用端子 25.3 X形取付け用端子は、内部配線には応力が加わらない状態で、沿面距離及び空間距離が規定した値未満にならないように固定しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条28 沿面距離、空間距離及び固体絶縁（通し絶縁距離）（第1部の規定による。）	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条13 13.2 箇条18	箇条13 耐熱性及び耐火性 13.2 非金属材料の部品は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条18 異常運転（第1部の規定による。） 規定の回転子等の拘束試験、部品の故障試験等の異常運転試験において、電動工具は炎を放出してはならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条12 12.1	箇条12 温度上昇 12.1 電動工具のハンドル、ノブ、グリップ等は、定格入	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。			力又は定格電流において規定の温度以上になってはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.2 19.7 箇条21 21.24 箇条22 22.1 箇条24 24.9	箇条19 機械的危険 19.2 電動工具には、使用者に危険を及ぼすおそれがある凹凸又は鋭い角があつてはならない。（第1部の規定による。） 19.7 床又は机のような表面上で用いることを意図した電動工具は、十分な安定性をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条21 構造 21.24 可とうコードの保存フック等は、滑らかで十分に丸みがなければならない。（第1部の規定による。） 箇条22 内部配線 22.1 配線を引き回す箇所は、滑らかであり、かつ、とがった角があつてはならない。（第1部の規定による。） 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.9 電源コードをもつ電動工具の引込口は、電源コードへの損傷を保護するような構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条	機械的危険源	電気用品には、通常起こり得る外部からの	■該当	箇条19	箇条19 機械的危険	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 項	による危害の防止	機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	☐ 非該当	19.1 箇条20 20.1 箇条25 25.2	19.1 電動工具の保護外郭、カバー、ガード等は、十分な機械的強度をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条20 機械的強度 20.1 電動工具は、予期する手荒な扱いに耐える構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 外部導体用端子 25.2 電源コード用端子は、接続部に規定の引張力を加えたとき、接続部に損傷が生じてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条6 6.1 箇条12 12.5 箇条18 18.1.1 18.5.3	箇条6 放射線、毒性及び類似の危険源 6.1 電動工具は、毒性、又はこれに類する危険性が生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条12 温度上昇 12.5 温度上昇試験中、封止コンパウンドは、流出してはならない。（第1部の規定による。） 箇条18 異常運転 18.1.1 規定の異常運転試験において、電動工具は溶融金属を放出してはならない。（第1部の規定による。） 18.5.3 回転子等の拘束試験において、電動工具は溶融金属を放出してはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条6 6.1 6.2	箇条6 放射線、毒性及び類似の危険源 6.1 電動工具は、有害な放射線を発生してはならない。（第1部の規定による。） 6.2 電動工具が切断線等を示すレーザをもつ場合、規定のレーザクラスでなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	手持型電動工具は、無監視状態での運転は想定されていないため、非該当が妥当と考える。
第 十 五 条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条21 21.18.2.3	箇条21 構造 21.18.2.3 電源スイッチは、意図しない動きによって、スイッチが“オン”位置にならないような位置にしなければならない。（第1部の規定による。）	
第 十 五 条 第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条23 23.3	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条23 構成部品 23.3 電動工具がオン位置にロックできないモーメンタリ電源スイッチを備えている場合を除き、保護装置又は保	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					護回路は、非自己復帰形でなければならない。	
第十五条 第 3 項	始動、再始動 及び停止による 危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条10 10.1	箇条10 始動 10.1 電動工具は、使用中に起こる可能性のある通常の電圧状態の下で始動しなければならない。（第1部の規定による。）	
第十六条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条24 24.5 24.20	箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.5 電源コードは、規定する値以上の公称断面積をもつもの、又は規定の許容電流に適合するものでなければならない。（第1部の規定による。） 24.20 相互接続コードの導体の断面積は、温度上昇試験中に導体に流れる最大電流に基づいて決定されなければならない。（第1部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に 対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条18 18.8	箇条18 異常運転 18.8 安全重要機能をもつ電子回路 安全重要機能をもつ電子回路は、予期できる環境において起こり得る電磁環境ストレスにさらされても、安全重要機能の損失に影響があってはならない。 電子回路に対して、規定のイミュニティ試験の後、安全重要機能を損失してはならない。（第1部の規定による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	■該当 □非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定され

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		音を発生するおそれがないものとする。				ている。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.12 8.14	箇条8 表示及び取扱説明書 8.12 表示は、判読でき、かつ、耐久性がなければならない。（第1部の規定による。） 8.14 取扱説明書及び安全説明書の説明文は読みやすく、背景と対照的でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計	□該当 ■非該当	－	－	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-1:2024

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－第 2-1 部：手持形ドリル及び振動ドリルの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。